

令和7年度 会計年度任用職員（パート職員）募集案内 （教育支援員）

1 採用職種、採用予定人数、職務内容及び勤務地

採用職種	教育支援員
採用予定人数	1人（下記の職務を行う際、同性での支援が必要な場面があるため、今回は男性を募集します。）
職務内容	・車椅子で学校生活を送っている児童の移動支援や、疾患等により配慮が必要な児童の安全確保と見守り。 ・特別支援学級を中心とした、個別の支援を必要とする児童（知的障害、自閉症・情緒障害等）への学習及び生活支援。 ・上記以外の担任が行う業務の補助。
勤務地	柏市立小学校 ※研修、児童の校外学習引率業務により校外に出ることがあります

2 任期

採用の日から令和8年3月31日まで

- ※1 任用開始日については、採用予定者と別途調整させていただきます。
- ※2 任用（採用）開始日から1月（1月の勤務日が15日に満たない場合、15日に達する日まで）を条件付採用期間とし、勤務成績が良好ではない場合、正式に採用されません。
- ※3 地方公務員法第22条の2の「会計年度任用職員」としての採用です。年度ごとに、新たな職が設置され、客観的な能力の実証を経て採用を決定するため、翌年度の採用を約束するものではありません。

3 報酬・勤務条件等

(1) 報酬の時給単価：1,530円

※1 期末手当を含む時給単価：1,579円

※2 要件に該当する場合、通勤費のほか、時間外勤務、休日勤務等に相当する報酬を支給

(2) 期末手当

任期が1会計年度内に6か月以上ある会計年度任用職員に、6月と12月の年2回、各1.25月分（令和7年7月に新規採用された場合の12月分は、1月分）の報酬金額（時間外勤務等に相当する報酬金額を除く。）に相当する期末手当を支給

〔令和7年度の想定〕（7月1日採用の場合）

年収例：月額：99,167円〔時給換算：1,700円〕

$7\text{時間} \times \text{年}75\text{日} \times 1,530\text{円} \div 9\text{月} \times 10\text{月} = 892,500\text{円}$

(3) 勤務時間

- ア 勤務日 年間75日（2週間で5日程度）の勤務。
※勤務する日は採用された学校との相談の上決定とする。
休日に実施する恒例行事は、ウにかかわらず、勤務日とする。
- イ 勤務時間 1日当たり7時間（時間外勤務：有）
原則として午前8時00分から午後4時30分のうち7時間45分（実働7時間、休憩時間45分）
- ウ 休日 学校の休業日（土・日曜日、祝日、夏季・冬季等の休業日、振替休業日等）

(4) 休暇

年次有給休暇（採用日から6月間に8割以上出勤した場合、3日）及び特別休暇（忌引等）を付与する。

(5) 服務

地方公務員法の服務規定（守秘義務、職務専念義務等）が適用される。

(6) 社会保険・雇用保険・労災保険

ア 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の適用 **無**

イ 雇用保険の適用 **無**

ウ 労働者災害補償保険又は非常勤職員公務災害補償制度の適用 **有**

4 受験（応募）資格

(1) 小中学校教員，保育士，福祉分野等，いずれかの業務経験のある者。

(2) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項（下記枠内参照）に該当しないこと。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ，その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

イ 柏市において懲戒免職の処分を受け，当該処分の日から2年を経過しない方

ウ 日本国憲法施行の日以後において，日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し，又はこれに加入した方

※ 年齢要件は，定めないものとする。

5 選考試験の実施日，実施場所，試験種目及び試験内容

試 験 日	申込受付後，調整		詳細は，受験申込者に別途電話連絡する。
試 験 場 所	柏市役所 沼南庁舎		
試験種目・試験内容	個人面接	採用する職に係る適格性等の有無について，人物面から審査する。	

6 申込（応募）方法

(1) 提出書類等

柏市会計年度任用職員採用選考受験申込書，110円切手

(2) 申込受付期間

令和7年7月4日（金）まで（郵送可・期限内必着）

(3) 申込先

柏市学校教育部児童生徒課（〒277-8503 柏市大島田48番地1）

※郵送の際は封筒に「**教育支援員申込**」と**必ず記載**してください。

7 合格の決定及び採用

(1) 合格の通知

選考試験後，選考受験者に通知する。

(2) 採用時期及び採用する職

合格者は，採用日以降，柏市小中学校教育支援員として採用する。

(3) 採用（合格）の取消し

4に掲げる受験（応募）資格がないこと又は受験申込書等の記載事項に虚偽若しくは不正があったことが明らかになった場合，採用（合格）を取り消すものとする。